

平成23年3月16日議会規則第4号

改正 平成26年2月28日議会規則第1号

改正 令和3年7月5日議会規則第2号

井原市議会議員政治倫理条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、井原市議会議員政治倫理条例（平成23年井原市条例第1号。以下「条例」という。）第12条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(就業等報告書)

第2条 条例第5条の規定による報告は、就業等報告書（様式第1号。以下この条において「報告書」という。）によるものとする。

2 報告書は、一般選挙（補欠選挙及び繰上げ当選を含む。）後、議員の任期開始日30日以内に提出しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、議員任期の途中で就職又は退職した場合は、当該就職又は退職の日から20日以内に報告するものとする。

(審査請求の手續等)

第3条 条例第6条の規定による審査請求をしようとする者は、市民にあつては審査請求書（様式第2号）、議員にあつては審査請求書（様式第3号）に倫理基準に違反すると疑うに足る客観的事実を証する資料を添付し、議長に提出しなければならない。ただし、審査請求ができる事案は、直近の市議会議員選挙当選後の任期開始から任期終了まで（補欠選挙で当選した場合は、補欠選挙当選後の任期開始から任期終了まで）のものに限り、客観的事実を証する資料により該当事案でないことが明らかであるときは、議長はこれを不受理とするものとする。

(審査請求書受理後の手續)

第4条 議長は、条例第6条の規定により市民から審査請求書の提出があつたときは、直ちに選挙管理委員会に対し、審査請求書に連署した者の井原市議会議員の選挙権を有する者（以下次項において「有権者」という。）の有無の確認を求めるものとする。

2 議長は、審査請求が次の各号のいずれかに該当するときは、当該審査請求を却下するものとする。

(1) 審査請求書に有権者の総数の100分の1以上の者の連署がないとき。

(2) 審査請求することができない事案についてなされたものであるとき。

(3) 審査請求書の記載事項に不備があるとき。

3 議長は、審査請求が前項各号のいずれかに該当する場合において、補正することができるものであると認めるときは、審査請求をした市民の代表者に対し、相当の期間を定めてその補正を求めることができる。

4 議長は、第2項の規定による却下をしたときは、その旨を審査請求をした市民の代表者に書面により通知するものとする。

(政治倫理審査会)

第5条 条例第7条に規定する井原市議会政治倫理審査会（以下「審査会」という。）に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 審査会は、会長が招集する。ただし、審査会を初めて招集するときは、井原市議会委員会条例（平成5年井原市条例第9号）第10条の規定を準用する。

6 審査会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

7 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

8 前各項に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

(弁明の方法)

第6条 条例第8条第2項の規定による弁明は、口頭又は書面によるものとする。

(審査結果の公表)

第7条 条例第10条第2項の規定による審査結果の概要の公表は、議会広報紙及び市ホームページへの掲載により行うものとする。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に在職する議員の第2条第1項の規定による就業等の報告の期限は、同条第2項及び第3項の規定にかかわらず、施行の日から30日以内とする。

附 則（平成26年2月28日議会規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年7月5日議会規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

年 月 日

井原市議会議長

様

井原市議会議員

就業等報告書

井原市議会議員政治倫理条例第5条の規定に基づき、次のとおり就業等の報告をします。

法人等の名称	所在地	役職等	期間

年 月 日

井原市議会議長

様

審査請求代表者 住所
氏名

審査請求書

井原市議会議員政治倫理条例第6条の規定に基づき、次のとおり審査を請求します。

記

- 1 審査対象議員名

- 2 違反(疑義)の事由

- 3 違反(疑義)の内容

- 4 添付書類

(2枚目)

審査請求者署名簿

井原市議会議員政治倫理条例第6条の規定により審査請求の対象となる事由を証する資料を添付して、____(氏名)____議員に係る審査を請求するため、有権者の署名を求めます。

年 月 日

審査請求代表者 住所
氏名

(3枚目以降)

井原市議会議長が、選挙管理委員会に対し、署名した者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を求めることについて、同意します。

有権者であることの確認欄	番号	署名年月日	住所	氏名

- (注) 1 署名簿は、各署名簿に通じる一連番号を付すること。
2 氏名は、自署すること。
3 有権者であることの確認欄は、記入しないこと。

年 月 日

井原市議会議長

様

審査請求者 井原市議会議員
井原市議会議員
井原市議会議員
(議員定数の8分の1以上の者)

審査請求書

井原市議会議員政治倫理条例第6条の規定に基づき、次のとおり審査を請求します。

記

- 1 審査対象議員名
- 2 違反(疑義)の事由
- 3 違反(疑義)の内容
- 4 添付書類